

宮北高第7号
令和5年5月8日

宮古北高等学校保護者 各位

岩手県立宮古北高等学校
校長 佐藤 禎 信

令和5年5月8日からの本校における新型コロナウイルス感染症の対応について（お知らせ）
新緑の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症に関する法律が改正されることにより
岩手県教育委員会においても学校における対応の見直しが行われました。

つきましては、本校の対応を下記の通りといたしますのでよろしくお願ひします。

なお今回の改正は「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(文部科学省)」に基づき実施するものとなります。

記

1 生徒が新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合

- (1) 出席停止とする。期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。
- (2) 出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。
- (3) 濃厚接触者の特定は行わないこととし、行動制限等は行わない。

2 継続する感染症対策について

- (1) 適切な換気、手洗いの励行、咳エチケットの指導などを継続する。
- (2) マスクの着用は求めないことを基本とする。また、マスクの着脱は強制しない。
- (3) 活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
- (4) 校内や地域等において感染症対策が必要となった場合はお知らせします。

3 感染に関する不安がある場合について

- (1) 感染について不安がある場合は、合理的理由があると判断できる場合は出席停止とする。
- (2) 検査キット等による自己検査は求めない。

4 その他

- (1) 校内で感染が広がっている場合には、学級閉鎖や学年閉鎖等の措置を取る。
- (2) 部活動については感染症対策を行った上で、大会に参加する場合は大会の定める規定に従うこととする。
- (3) 生徒本人の発熱等があり対応を迷う場合などは学校にご相談ください。

【担 当】

副校長 鈴木 明宏

TEL:0193-87-2021 FAX:0193-87-2019